【2026 年 4 月現在】

関西学院大学大学院外国人留学生奨学金規程

（目的）
第１条　学校法人関西学院は、関西学院大学大学院外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）で成績優秀な者又は前途有望で学資に乏しい者を援助するために関西学院大学大学院外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。
（資格）
第２条　この規程に定める外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法「留学」に該当する者、及び研究科が外国人留学生と認めた者をいう。ただし、交換学生、聴講生、科目等履修生、委託生、研究員、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する外国人留学生については、支給対象から除くものとする。
２　奨学金を受給できる期間は、標準修業年限内とする。
３　外国人留学生は、大学院支給奨学金、大学院貸与奨学金に出願することができない。また、原則として法科大学院支給奨学金の受給資格を持たない。
（種類）
第３条　奨学金の種類は、入学前予約採用及び入学後採用とする。入学前予約採用は、入学後、特に研究成果が期待できる者に支給する。
１　入学前予約採用の年額は、授業料の50％相当額とする。
２　入学後採用の年額は、授業料の35％相当額とする。
２　奨学金額は、千円未満を切り捨てる。
３　奨学金の交付は、春・秋学期毎とする。
４　学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振り替えるものとする。
（期間）
第４条　奨学金を支給する期間は、１年間とする。
（採用）
第５条　奨学生の採用は、入学前予約採用については研究科の推薦により、国際連携委員長（以下「委員長」という。）が決定する。なお、この決定は国際連携委員会（以下「委員会」という。）で報告する。入学後採用については応募者の中から研究科の推薦により、委員会で決定する。
（異動）
第６条　奨学生が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。
１　奨学金を辞退するとき。
２　入学を辞退するとき。
３　休学又は退学するとき。
（交付の停止）
第７条　奨学生が、次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。
１　奨学金を辞退したとき。
２　入学を辞退したとき。
３　休学又は退学したとき。
４　委員会が奨学生として不適当と認めたとき。
２　前項第４号に該当する場合には、奨学金の返還を求めることができる。
（所管）
第８条　この規程の奨学金に関する事項は、委員会が所管し、事務は国際連携機構事務部において行う。
（細則）
第９条　この規程の施行について必要な事項は、関西学院大学大学院外国人留学生奨学金規程細則で定める。
（規程の改廃）
第10条　この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。
附　則
１　この規程の制定をもって関西学院大学・大学院外国人留学生奨学金規程を廃止する。
　　略
15　この規程は、2022年（令和４年）４月１日から改正施行する。

関西学院大学大学院外国人留学生奨学金規程細則

（募集時期）
第１条　入学後採用の募集は、原則として春学期入学生は４月、秋学期入学生は９月に行う。ただし、復学者は復学した学期に行う。なお、入学前予約採用の募集は行わず研究科の推薦によるものとする。
（申請手続）
第２条　奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を国際連携委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
（選考基準）
第３条　選考基準は、学力・研究業績、大学院の入試成績、人物及び本人の経済状況による。ただし、関西学院大学大学院外国人留学生奨学生選考内規を別に定める。
（採用通知）
第４条　奨学生の採用通知は、委員長から研究科を経て本人に通知する。
（事務担当者会）
第５条　委員長が必要と認める場合には、事務担当者会を招集することができる。
（細則の改廃）
第６条　この細則の改廃は、国際連携委員会の議を経て大学評議会で決定する。
附　則
１　この細則の制定をもって外国人留学生奨学金規程細則を廃止する。
２　この細則は、1994年（平成６年）４月１日から施行する。
　　略
７　この規程は、2022年（令和４年）４月１日から改正施行する。